



児童手当制度が変わります

令和6年10月※より支給対象や支給額等が拡充いたします
※制度改正後の初回支給は12月です

1 制度改正の主なポイント

①対象年齢が高校生年齢※1の子まで拡大されます

改正前（現行）	改正後
15歳年度末 (中学校卒業月)まで	18歳年度末 (高校卒業月)まで

②所得制限が撤廃されます

改正前（現行）	改正後
所得制限あり	所得制限なし

③3人目以降のお子さんの支給額が増えます

改正前（現行）	改正後
高校生年齢のお子さんから年齢順に数え、小学生以下のお子さんが3人目以降となる場合に多子加算が適用 3人目以降、1人につき月額15,000円	大学生年齢※2のお子さんから年齢順に数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合に多子加算が適用 3人目以降、1人につき月額30,000円

④支給月が変わります

改正前（現行）	改正後
年3回支給 2月・6月・10月 4か月分ずつを支給	年6回支給 12月・2月・4月 6月・8月・10月 2か月分ずつ支給

※1高校生年齢 = 令和6年度は平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの子
※2大学生年齢 = 令和6年度は平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子

2 制度改正後の支給月額 (2024年10月分(12月支給分)から)

	3歳未満	3歳以上18歳年度末まで
第1子 第2子	1人につき、月額 15,000 円	1人につき、月額 10,000 円
第3子 以降	1人につき、月額 30,000 円	

3 制度改正に伴う手続きについて

令和6年8月20日付けで浜中町に住民登録がある方で、手続きが必要な方についてはご案内を9月上旬に送付しています。

(1)令和6年6月時点で、児童手当・特例給付を受給していない方

- ・中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方
- ・父母のうち生計中心者の令和6年度所得(令和5年中収入)が所得上限限度額を超えていた方

新規で申請が必要です

【手続きに必要なもの】

- ・請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し
- ・請求者の保険証の写し(国民健康保険の場合は不要)

(2)養育している大学生年齢の子を含めると、養育している子が3人以上となる方増額の申請が必要です

【手続きに必要なもの】

- ・特にありません

大学生年齢※1のお子さんがある方へ

大学生年齢までの子を含めて子の人数が3人以上となる場合で、大学生年齢の子の生活費等の経済的負担※2をしている場合は「**監護相当・生計費の負担についての確認書**」を提出することで、多子加算の増額が適用されます。

※1大学生年齢=令和6年度は平成14年4月2日~平成18年4月1日生まれの子

※2経済的負担とは、当該子の生活費等を経済的に負担しており養育している場合にのみ人数に含みます。(婚姻している、自立して生活を営んでいる等の場合は対象外です。)

(3)支給対象となる高校生年齢の児童の住所が浜中町にない方別居監護申立書の提出が必要です

【手続きに必要なもの】

- ・児童の住民票

【問い合わせ】浜中町健康福祉課児童福祉係
TEL 0153-62-2207